

## 随意契約等見直し計画

平成 22 年 4 月  
独立行政法人製品評価技術基盤機構

### 1. 随意契約等の見直し計画

平成 20 年度に締結した随意契約及び競争入札等における一者応札・一者応募案件について、外部有識者によって構成する契約監視委員会（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定に基づき設置）による点検結果を踏まえ、見直しを行い、新たな随意契約等の見直し計画を策定した。

#### (1) 随意契約の見直し

随意契約について、以下のとおり、一般競争入札への移行を更に徹底する。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(88.2%) 216	(87.0%) 2,738,005	(93.9%) 230	(97.1%) 3,055,833
競争入札	(83.3%) 204	(84.0%) 2,643,863	(92.2%) 226	(96.4%) 3,031,459
企画競争、公募等	( 4.9%) 12	( 3.0%) 94,142	( 1.6%) 4	( 0.8%) 24,374
競争性のない随意契約	(11.8%) 29	(13.0%) 407,606	( 6.1%) 15	( 2.9%) 89,778
合 計	(100%) 245	(100%) 3,145,611	(100%) 245	(100%) 3,145,611

(注 1) 見直し後の随意契約は、点検・見直しの結果真にやむを得ないもの。

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

#### (2) 一者応札・一者応募案件の見直し

競争性のある契約のうち、一者応札・一者応募案件について、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直すこととした。

今後の調達については、契約監視委員会からの指摘事項及び改善提案のあった事項（契約予定等の情報提供の充実、多様な情報

入手等による契約価格の妥当性の確保、無理のない納期の設定等を新たに実施することにより、一者応札・一者応募案件を大幅に減少させることとする。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	216	2,738,005
うち一者応札・一者応募	(49.1%) 106	(64.7%) 1,771,541

(注) 上段 ( ) は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施(注1)	(14.2%) 15	(64.9%) 1,149,929
仕様書の変更	1	5,530
参加条件の変更	10	86,144
公告期間の見直し	0	0
その他	5	1,063,785
契約方式の見直し	( 0%) 0	( 0%) 0
その他の見直し	(85.8%) 91	(35.1%) 621,612
点検の結果、指摘事項がなかったもの	( 0%) 0	( 0%) 0

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段 ( ) は平成20年度の一者応札・一者応募案件に対する割合を示す。

## 2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

新たに策定した随意契約等見直し計画を達成するため、以下の取り組みを行う。(契約監視委員会の設置(平成21年12月)以前から実施してきた取り組みを含む。)

(1) 契約の事前審査の強化

契約審査委員会や調達審査委員会による事前審査を更に充実する。

ア 随意契約を行なおうとする全ての案件について、競争入札が可能か否か審査し、仕様書の内容の見直しを進めることにより、競争入札等への移行をさらに進める。

イ 調達の仕様書審査及び技術審査において、技術的・専門的に難しい案件については、外部有識者を活用するなどして、業務に照らして過度なスペックになっていないか等を審査し、新規事業者が参入し易くする。

(2) 一者応札・一者応募案件についての見直し

競争入札等において、新規事業者が参加しやすい環境及び条件を整備し、一者応札・一者応募案件の減少を図る。

① 情報提供の充実・入札参加者の利便性向上

ア 入札参加者が調達内容の詳細をリアルタイムに把握できるよう、入札公告と同時に仕様書等入札説明書をホームページに公表。

イ 入札参加者が事業予定をたて易いよう、年間又は四半期毎に調達予定情報をホームページに公表。

ウ 経済産業省ホームページの調達情報から当機構調達情報の閲覧が可能となるよう措置。

エ 全ての役務調達について、入札説明会を開催し、入札参加者が適正な工数等を見積もれるよう、調達内容の具体的な作業内容等を説明。

オ 契約地域と履行地域が異なる場合には、TV 会議システムを活用して、契約地域と履行地域で同時に入札説明会、入札・開札を実施。

② 仕様書の見直し

多くの入札参加者が得られるよう、調達内容がわかり易い仕様書作成のため、「仕様書作成の手引き（チェックシート付きマニュアル）」を策定・周知し、改訂があった場合も職員研修等により周知徹底。

③ 入札参加要件の緩和

ア 契約審査委員会において認められる場合以外は、入札参加要件として過去の契約実績を求めない。

- イ 過去の入札に照らし、入札参加者が少ないと考えられる場合については、競争参加資格ランクを緩和。
- ウ 多くの入札参加者が得られるよう、技術力を有する中小企業者の入札参加基準を拡大。

④ 入札公告の早期化等

- ア 十分な履行期間を確保するため、第4四半期における調達を原則禁止。
- イ 十分な周知期間及び入札に必要な資料等の作成期間を確保するため、公告期間の伸長を実施。

⑤ その他

- ア 高額な物品調達等において一者応札となった場合には、契約監視委員会の意見を踏まえ、入札手続きをやり直す制度を導入。
- イ 機器の導入・保守等の契約において、単年度契約では次年度以降の新たな入札参加が期待できない案件については、長期的な収支予測が可能となるよう複数年度契約を推進。
- ウ 事業規模が大きすぎる又は小さすぎる等により、入札参加者が少ないと考えられる案件については、発注規模・発注単位等を見直して調達を実施。

(3) 事後点検等の実施

- ① 契約監視委員会及び内部監査により、契約の適正性を点検する。
  - ア 契約監視委員会により、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募案件について点検を継続。
  - イ 内部監査において、随意契約及び一者応札・一者応募案件を重点項目の一つとして監査を実施。
- ② 入札不参加理由等の事後調査を実施する。
  - 入札説明会参加者のうち、入札不参加者から参加しなかった理由等を聴き取り、結果を集約・要因分析して対応可能なものは以後の入札に反映。